

事前に頂いた御意見等

	ページ	行	内容	理由等
3 条例 指定制度 の今後の 運用に向 けた提言	21	2	オンラインもしくはハイブリッドでの講座は実際には事業としてカウントしているのではないのでしょうか。	オンラインもしくはハイブリッドでの講座は参加者が分かるため

事前に頂いた表現の修正の御指摘

ページ		内容
6	下から 2 行目	特に認定の P S T 基準に相当する基準、いわゆる「公益要件」については各自治体の考え方によって様々な基準の設定が見られる。 ↓ 特に認定の P S T 基準に相当する、いわゆる「公益要件」については、各自治体の考え方によって <u>基準の設定が様々である。</u>
9	ア(ア)3 段落目	市の広報による認知度の向上については、向上した(3 法人)という回答がある一方、実感が無い(5 法人)と回答した法人の方が多い。 ↓ 市の広報による認知度の向上への <u>取組</u> については、向上した(3 法人)という回答 <u>もあるものの</u> 、実感が無い(5 法人)と回答した法人の方が多い。
18	5 行目	寄附先という意味では競合相手と考えることも、寄附という同じ分野の別形態と考えることもでき ↓ 寄付先という意味では、 <u>競合相手と考えることも同じ寄附分野の別形態と考えることもでき</u>
19	9 行目	そうであれば、認証法人数の減少、他の法人格の選択が可能である中で ↓ そうであれば、 <u>他の法人格の選択が可能である中で</u>
	3 段落目	さらに、全国的な認証法人数の減少傾向はあるが、市民活動を志す人材の受け皿、参加する場所としての N P O 法人の存在の重要性も考慮すると、総体として N P O 法人数は増加することが望ましく、ひいては活動面・資金面・組織力が充実している条例指定 N P O 法人数が増えることは望ましいと考えられる。 ↓ さらに、全国的な認証法人数の減少傾向はあるが、市民活動を志す人材の受け皿 <u>としての</u> N P O 法人の存在の重要性も考慮すると、 <u>N P O 法人数の増加、とりわけ活動面・資金面・組織面で充実した条例指定 N P O 法人が増えることは望ましい</u> と考えられる。
20	4 段落目 2 行目	「多くの小さな力に支えられる団体」を判断する寄附者数等 ↓ 「多くの <u>市民</u> の力に支えられる団体」を判断する <u>ための</u> 寄附者数等

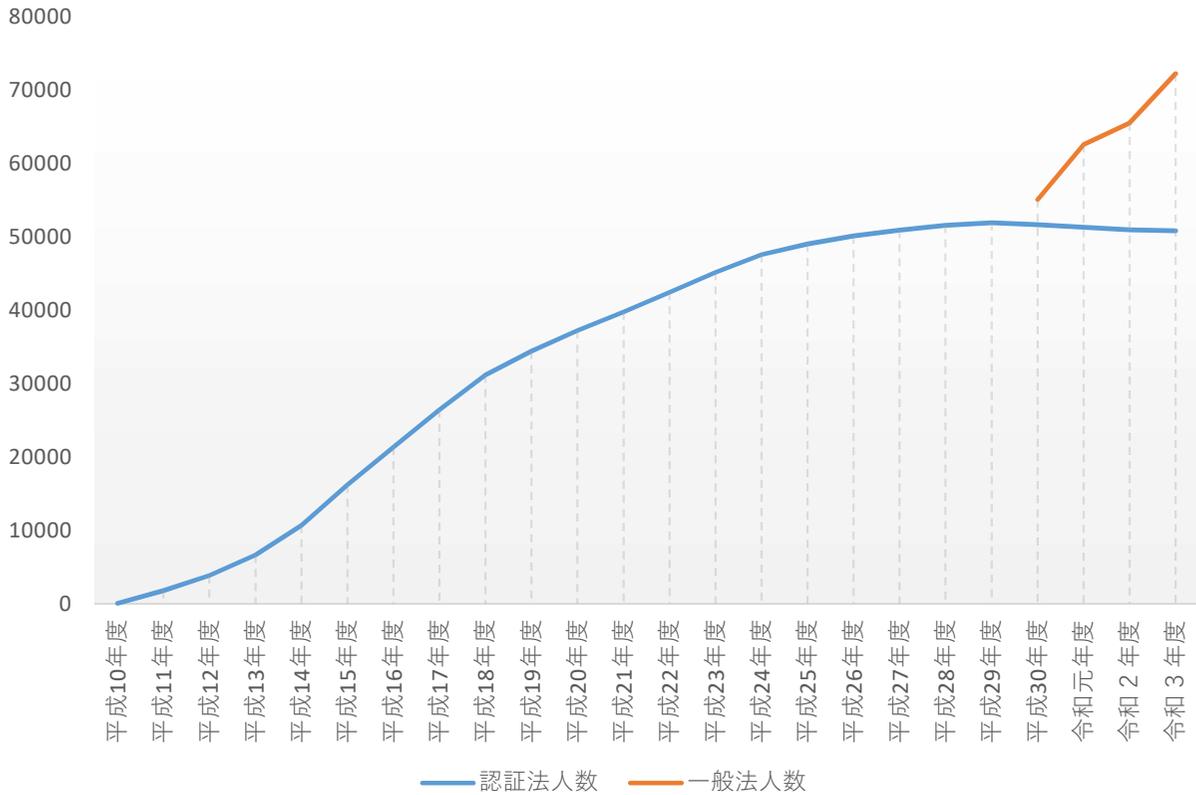
23	(エ) 2 段落目 3 行目	<p>このことから、専門家だけでなく、先行して条例指定を受けた法人などから申請書類作成等の助言を受けることなどで、条例指定・認定の申請のハードルを下げる新たなアドバイザー派遣などの取組を検討していただきたい。</p> <p>↓</p> <p><u>条例指定・認定の申請のハードルを下げるため、専門家だけでなく、先行して条例指定を受けた法人などから申請書類作成等の助言を受けることができるような新たなアドバイザー派遣などの取組を検討していただきたい。</u></p>
	イ(ア) 3 段落目	<p>なお、川崎市民の寄附に対する意識を継続的に調査し把握を行うことが、取組の前提となる状況の把握となるため、かわさき市民アンケートなどを活用し、継続的な調査の枠組みを検討する必要がある。</p> <p>↓</p> <p>なお、<u>かわさき市民アンケートなどを活用して川崎市民の寄附に対する意識を継続的に調査し、把握する必要がある。</u></p>
24	2 段落目 6 行目	<p>選択肢の気付きを与え</p> <p>↓</p> <p><u>選択肢もあるということを認識してもらい</u></p>
25	6 行目	<p>法人運営を支える人材の掘り起こしとマッチングが進むことが期待される。</p> <p>↓</p> <p>法人運営を支える<u>スタッフの厚みが増すことが期待される。</u></p>
	(ウ) 8 行目	<p>法人に集中はしていないものの</p> <p>↓</p> <p>法人に<u>限定はしていないものの</u></p>
26	8 行目	<p>出会いの機会や場の提供のみならず、市内の社会課題に対し協働で課題解決にあたる可能性を考える対話の場の提供などの取組も考えられるところである。</p> <p>↓</p> <p>出会いの機会や場の提供のみならず、<u>協働で市内の社会課題解決にあたる可能性を考える対話の場を創出する取組も考えられるところである。</u></p>
	(カ) 2 段落目 2 行目	<p>21 大都市で最も平均年齢が低いとされており、市民である若者を活動や共感、支援に巻き込むためには</p> <p>↓</p> <p>21 大都市で最も<u>市民の平均年齢が低いとされており、市内の若者に共感を広げ、市民活動や支援に巻き込むためには</u></p>

27	(キ) 2行目	<p>そのため、条例指定・認定法人に対象を限定した交流の場を設け、ネットワークを構築することで、知識や課題、好事例の共有、様々な情報交換などを可能とすることができる。そのような、横のつながりを生み出すことできれば、行政にとっても新たな条例指定・認定法人支援のきっかけを見つけることができ、また条例指定・認定取得のメリットを、これから取得しようとしている法人にフィードバックすることにもつながると考えられ、全体として条例指定・認定法人に限らない支援の効果を生むことができると考えられる。</p> <p>↓</p> <p><u>条例指定・認定法人同士の交流の場を設けることにより、知識や課題、好事例の共有等、様々な情報交換をすることができる。また、横のつながりを生み出すことで、行政としても新たな条例指定・認定法人支援のきっかけを見つけられる可能性があることに加え、これから条例指定・認定を取得しようとしている法人にメリット等をフィードバックすることにもつなげられ、条例指定・認定法人に限らない全体的な支援の効果が生まれると</u>考えられる。</p>
----	---------	--

各図表の状況

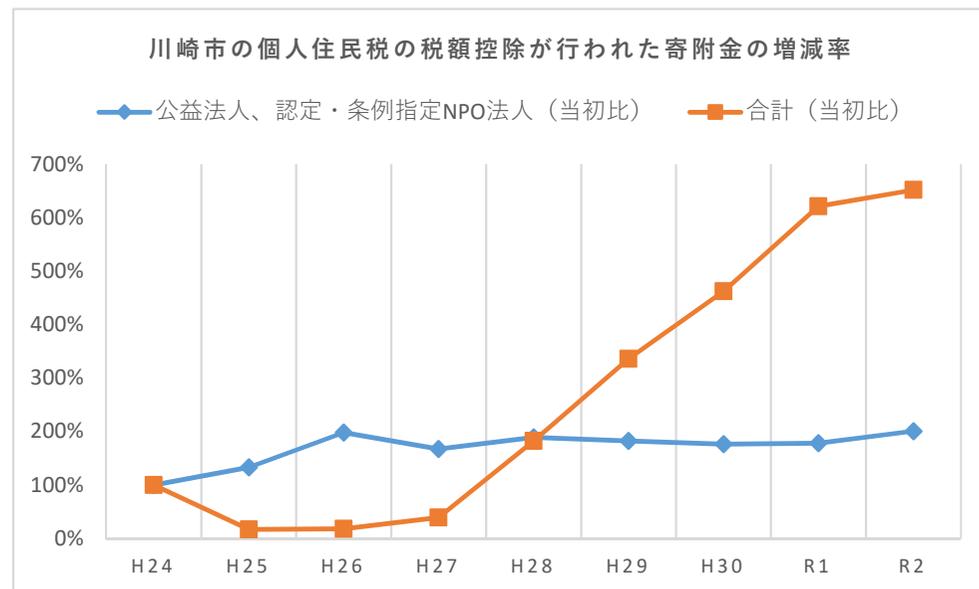
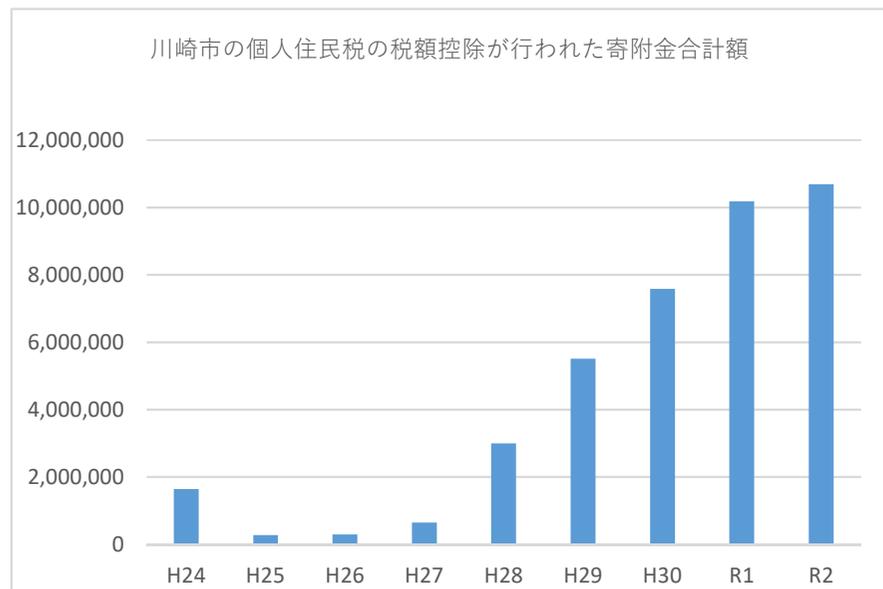
ページ	図表番号	表題	状況	
2	図表 1	川崎市の認証NPO法人数	H24～R4	更新済
2	図表 2	全国の認証NPO法人数と一般社団・財団法人数	H10～R2	認証法人数はR3を追加予定、一般法人はR3を追加予定
3	図表 3	指定件数の推移と現時点の指定法人数	H24～R3	更新済
3	図表 4	条例個別指定制度を行っている自治体数	平成27（2015）年12月31日現在 令和3（2021）年9月30日現在	内閣府資料が基のため、更新困難
3	図表 5	全国の条例個別指定法人数	平成27（2015）年12月31日現在 令和3（2021）年9月30日現在	内閣府資料が基のため、更新困難
4	図表 6	神奈川県内の条例個別指定法人数	平成28（2016）年1月31日現在 令和3（2021）年3月31日現在	令和4（2022）年3月31日現在に更新予定。合わせて文章も更新予定
4	図表 7	川崎市の認定件数の推移と現時点の認定法人数	H24～R3	更新済
5	図表 8	全国の認定法人数	平成27（2015）年12月31日現在 令和3（2021）年9月30日現在	令和4（2022）年3月31日現在に更新予定。合わせて文章も更新予定
5	図表 9	認証法人数に占める認定法人数の割合	令和4（2022）年3月31日現在	一部数字の訂正予定
5	図表 10	県内自治体における認証法人数に占める認定・条例指定法人数の割合	令和4（2022）年3月31日現在	一部数字抜け（作業中）を修正
6	図表 11	県内自治体における認証法人数に占める認定・条例指定法人数の割合	H27～R2	グラフにR3を追加予定
7	図表 12	認定基準との対比による条例指定の基準のおおまかなパターン		
8	図表 13	認定及び条例指定の基準比較表		
12	図表 14	寄附の相手先		
13	図表 15	川崎市の個人住民税の税額控除が行われた寄附金の状況		修正案
14	図表 16	川崎市の個人住民税の税額控除が行われた寄附金の状況		修正案
15	図表 17	年度別の寄附金受け入れ額の平均	H23～R2	R3の事業報告書が提出のため更新不可

法人数の推移



図表15 (案)

	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
都道府県、市町村、特別区 (構成比)	1,494,837 (91.2%)	193,424 (69.3%)	181,110 (61.0%)	545,563 (84.2%)	2,877,619 (96.1%)	5,343,949 (96.9%)	7,478,756 (98.6%)	10,066,597 (98.9%)	10,573,876 (98.9%)
共同募金会、日本赤十字社 (構成比)	103,076 (6.3%)	31,292 (11.2%)	35,054 (11.8%)	33,732 (5.2%)	38,411 (1.3%)	93,780 (1.7%)	32,577 (0.4%)	42,639 (0.4%)	30,346 (0.3%)
公益法人、認定・条例指定NPO法人 (構成比)	40,819 (2.5%)	54,362 (19.5%)	80,964 (27.2%)	68,450 (10.6%)	77,195 (2.6%)	74,560 (1.4%)	72,006 (1.0%)	72,685 (0.7%)	82,066 (0.8%)
合計	1,638,732	279,078	297,128	647,745	2,993,225	5,512,289	7,583,339	10,181,921	10,686,288



制度の概要

平成 23年に各地方自治体が独自に条例で NPO 法人を指定することにより、その NPO 法人に対する寄附が個人住民税の税額控除の対象となる「**条例個別指定制度**」が創設。

条例個別指定制度の導入は各地方自治体の判断。川崎市は平成24年7月に導入。

	条例指定制度(川崎市)	認定制度
手続	「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例」(指定条例)で指定	所轄庁(都道府県及び政令指定都市)で認定の決定
PST基準	次のいずれか ①3,000円以上の寄附者等が年平均50人以上 ②1,000円以上の寄附者等が年平均100人以上	次のいずれか ①経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上 ②3,000円以上の寄附者が年平均100人以上 ③自治体の条例指定を受けていること
税制優遇	住民税の寄附金控除	①所得税及び住民税を合わせて約50%の寄附金控除 ③寄附をした法人が損益算入可能 ④相続財産の寄附は相続税の課税対象から除外 ⑤みなし寄附金

※PST:パブリック・サポート・テストの略。広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準

答申

制度運用上の課題

指定基準・手続	<ul style="list-style-type: none"> ・条例指定制度の運用によって目指す方向性及び川崎市の指定基準について改めて考え方を整理しておく必要 ・法人の負担感が明らかに。それが全体として条例指定取得の意向がある法人が申請を躊躇する要因 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、NPO法人は様々な影響を受けており、それにより指定更新への悪影響が懸念
条例指定の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・条例指定を取得したNPO法人に対する寄附促進という点においては、いまだ効果は限定的 ・制度導入から約10年が経過した現時点においても、市民等に十分な制度の認知が行きわたっていない。 ・ふるさと納税制度に対する対応の方向性を検討する必要
法人の運営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・会計、税務、労務、広報など法人運営の管理面の体制を十分に整えることができず、指定申出のための準備を進めることができない。 ・条例指定を取得し、認定を取得した法人であっても、法人運営面で課題を抱えている可能性

条例指定制度の今後の運用に向けた提言

1 条例指定制度の運用によって目指す方向性

○条例指定制度の運用及び安定的に寄附を獲得できる基盤づくり等の様々な取組を通じて、引き続き「地域で広く支持を受け、適正に運営される法人」が増え、それにより市民の暮らしやすさの向上に寄与するよう取り組んでいくことが求められる。

2 指定基準のあり方

⇒ 「寄附が支える地域づくり」「多くの小さな力に支えられる団体」を判断する**寄附者数等の人数要件は緩める必要はなく、現時点においては現行の指定基準を継承していくべき**

⇒ 今後も社会情勢の変化等を踏まえ、**指定基準のあるべき姿を継続的に検討する必要がある。**

3 新型コロナウイルス感染症の更新への影響の考慮

○「市内において、不特定かつ多数の市民の利益に資すると認められる継続的な活動が行われていること」の**要件が充足されないことも考えられる事態**

○法人の状況を個別具体的に把握し、コロナ前の活動状況、今後の活動予定なども含めて**総合的に判断する必要がある。**

4 具体的な取組

- (1) 制度の使いやすさの向上
手続面の簡素化、法人設立段階からの指定基準等の周知、**取得のためのアドバイザー派遣**
- (2) 条例指定NPO法人等への寄附促進
ファンドレイジング力向上に向けた支援、制度の周知や活動に関する広報の支援
- (3) 法人の運営基盤の整備・強化のサポート
既存認定・条例指定NPO法人に対する支援、デジタル化支援、ネットワークづくりの検討

答申の背景

平成 28年9月に審査会から「特定非営利活動法人条例指定制度の今後の運用について」の答申が出された。

答申の提言に基づき取組を進めてきたが、現時点で、条例指定法人は10団体となっており、**着実に法人数は増えているが、絶対数としては多くない。**

本市の指定件数の推移と現時点の指定法人数

H28	H29	H30	R1	R2	R3	現在
0	1	0	1	1	1	10

本市の認定件数の推移と現時点の認定法人数

H28	H29	H30	R1	R2	R3	現在
0	0	1	1	1	3	14

◆前回答申から5年目に当たる**昨年5月に審査会に対し、再度制度運用の方向性や具体的取組について諮問**

◆令和4年5月審査会までの**計6回、検討・審議を行った結果をとりまとめ、答申**